（登録の更新）

第四条の二　［略］

2　［略］

3　法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類

十　前号の事由が、申請者がその特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。以下この号及び次号において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類

イ　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

ロ　合併又は分割の条件に関する説明書

十一　第九号の事由が、申請者の特定関係法人が申請者に特定電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

イ　譲渡しに関する契約書の写し

ロ　譲渡価額の算出の根拠その他譲渡しの実施に関する細目を記載した書類

十二　第九号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類

イ　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

ロ　合併又は分割の条件に関する説明書

十三～十七　［略］

十八　第九号の事由が、法第十二条の二第一項第一号、第二号又は第四号によるものである場合には、次のイ又はロに掲げる電気通信事業者によるそれぞれ当該イ又はロに定める規定の遵守に関する研修の実施状況を記載した書類（当該研修を実施していない場合においては当該研修の実施計画を記載した書類）

イ　法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者　同条第三項の規定

ロ　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者　法第三十条第四項並びに第三十一条第一項、第二項及び第五項の規定

十九・二十　［略］

（特定電気通信事業）

第四条の二の三　法第十二条の二第四項第二号の総務省令で定める電気通信事業は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める電気通信事業とする。

一　法第九条の登録を受けた者が法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人である場合　同条第三項第二号の指定に係る電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が営むものに限る。）

（登録の更新）

第四条の二　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～八　同上］

九　［同上］

［新設］

［新設］

十　前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類

イ　［同上］

ロ　［同上］

十一～十五　［同上］

［新設］

十六・十七　［同上］

［新設］